

第38回 千葉県屋外広告物審議会議案一覧表

平成30年2月5日

第1号議案 千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定について（諮問）

千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定について（諮問）

千葉県屋外広告物条例第4条第7号の規定による禁止地域等を次のように指定したいので、同条例第18条第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 禁止地域等に指定する区域

高速自動車国道東関東自動車道水戸線のうち、都県境から高谷ジャンクションまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域

2 指定の理由

高速自動車国道東関東自動車道水戸線のうち、都県境から高谷ジャンクションまでの区間が供用開始されることに伴い、規制を図るため。

「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」案内図



「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」位置図

